

議案第 26 号

令和 6 年度基山町一般会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度基山町の一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 124,627 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8,964,256 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の追加及び変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 6 年 6 月 7 日提出

基山町長 松 田 一 也

令和 6 年 6 月 14 日原案可 決

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

(歳 入)

(単位：千円)

款	項	補 正 前 予 算 額	補 正 予 算 額	補 正 後 予 算 額
14 国庫支出金		1,227,182	87,616	1,314,798
	2 国庫補助金	415,691	87,616	503,307
15 県支出金		669,853	359	670,212
	3 委託金	33,856	359	34,215
16 財産収入		5,540	182	5,722
	1 財産運用収入	5,424	182	5,606
17 寄附金		1,005,201	10	1,005,211
	1 寄附金	1,005,201	10	1,005,211
18 繰入金		1,243,134	6,350	1,249,484
	1 基金繰入金	1,242,084	6,350	1,248,434
20 諸収入		144,559	34,610	179,169
	3 貸付金元利収入	34,765	13,037	47,802
	4 受託事業収入	67,025	4,140	71,165
	5 雑入	41,665	17,433	59,098
21 町債		279,690	△4,500	275,190
	1 町債	279,690	△4,500	275,190
歳 入 合 計		8,839,629	124,627	8,964,256

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補 正 前 予 算 額	補 正 予 算 額	補 正 後 予 算 額
1 議会費		104,661	373	105,034
	1 議会費	104,661	373	105,034
2 総務費		1,956,375	117,277	2,073,652
	1 総務管理費	1,782,708	121,890	1,904,598
	2 徴税費	95,236	△5,853	89,383
	3 戸籍住民基本台帳費	76,169	1,193	77,362
	5 統計調査費	942	47	989
3 民生費		3,066,749	△12,899	3,053,850
	1 社会福祉費	1,698,044	△8,943	1,689,101
	2 児童福祉費	1,368,403	△3,956	1,364,447
4 衛生費		694,701	33,620	728,321
	1 保健衛生費	247,199	33,620	280,819
6 農林水産業費		101,543	△5,171	96,372
	1 農業費	88,171	△5,200	82,971
	2 林業費	13,372	29	13,401
7 商工費		111,335	6,412	117,747
	1 商工費	111,335	6,412	117,747
8 土木費		880,378	△17,906	862,472
	1 土木管理費	35,169	△1,993	33,176
	2 道路橋梁費	575,724	187	575,911
	3 都市計画費	43,975	1,388	45,363
	5 住宅費	62,682	△17,488	45,194
9 消防費		306,936	822	307,758
	1 消防費	306,936	822	307,758
10 教育費		981,916	2,443	984,359
	1 教育総務費	102,928	409	103,337

(単位：千円)

款	項	補 正 前 予 算 額	補 正 予 算 額	補 正 後 予 算 額
13 諸支出金	2 小学校費	161,214	197	161,411
	3 中学校費	65,857	6,134	71,991
	4 社会教育費	318,335	△2,454	315,881
	5 保健体育費	333,332	△1,843	331,489
		141	1	142
14 予備費	1 土地開発基金費	141	1	142
		15,105	△345	14,760
	1 予備費	15,105	△345	14,760
歳 出 合 計		8,839,629	124,627	8,964,256

第2表 債務負担行為

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
集落支援員人件費	令和7年度から令和8年度まで	8, 4 2 3 千円

第 3 表 地 方 債 補 正

(追加)

起債の目的	限度額 (千円)	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
交通安全対策事業	5,800	証書借入	5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利債に借換えすることができる。

(変更)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額 (千円)	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限度額 (千円)	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
街なみ環境整備事業	17,400	証書借入	5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利債に借換えすることができる。	16,300	証書借入	5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利債に借換えすることができる。
公営住宅建設事業	9,700	同上	同上	同上	500	同上	同上	同上